

可能ナルコト」ヲ確メ得タリ其ノ石炭液化率ハ同氏ガ得タルモノニ遠ク及バザルモ少クモ石炭ノ五〇%以上ヲ液化シ得ベキコト並ニ斯クシテ得タル液化石炭ハヘルギユース氏ガ云フガ如ク石油類似ノ化合物ニ非ズシテ一種ノ溶液ナルベキコトヲ推定シ得タリ
液化ノ理論並ニ工業的價値等ニ關シテハ一切不明ニシテ尙研究すべき多クヲ殘スト雖モ鬼モ角ペルギユース氏法ニヨリ石炭ヲ液化シ得ルノ可能ナルコトヲ確メ得タルハ本研究ノ目的ヲ達シテ充分ナリト信ズ

尙我國液體燃料ノ將來ニ鑑ミ更ニ本研究ヲ進ムルノ價値充分ナリト信ズ
而シテ石炭液化ノ問題ハ其後ニ於テモ研究ヲ繼續セラレ後年満鐵トモ連絡シ重要ナル進展ヲ
ナスニ至レルモノナリ

第四章 臺灣油田

領臺當時人
狀況

臺灣ニ於テハ清國時代ヨリ出鑛坑油田ノ開發ニ着手セリ光緒四、五年ノ頃（明治十一、二年）既ニ官ノ鑛油局ヲ置キ米國ヨリ二人ノ技師ヲ聘シ器械掘ヲ行ヒ少量ノ採油ヲナセシガ間モナク故障等ノ爲事業ヲ中止スルニ至レリト云フ明治二十八年我領臺後調査ノ當時ニ於テハ舊井五ノ内一井ニ若干ノ出油アリシガ地方廳ハ之ガ採油ヲ禁止セリ又二十八年六月獨人オーリナルモノノ寄贈ニ係ル右舊井ノ油ヲ我農商務省地質調査所ニテ試験セルコトアリ

臺灣總督府軍務局海軍部長角田秀松ハ將來ノ軍需自給ヲ慮リ同部員ヲシテ之ヲ調査セシメ技術用ノ件上申出礦坑油田ヲ海軍ニ收所轄トスルノ儀ニ付別紙ノ通海軍大臣ニ稟申シ尙同年十一月ニハ同部員海軍大尉矢代由徳（工學士的場中、理學士石井八万次郎等同行ス）ヲシテ更ニ蕃界ニ進入臺中縣出火社ノ產油地ヲ踏査セシムレ等具ニ軍用資原ノ探査ニ努メタリ

臺海二甲第三七號（二十九年九月十五日角田海軍部長ヨリ西郷海軍大臣宛）

苗栗地方鑛油產出地ヲ海軍用地ト被定度儀ニ付稟申

本島臺中縣下苗栗地方ノ附近ニ於テ鑛油湧出地有之趣屢聞及居候ニ付今般當部員ヲ該地ニ派遣シ實地ニ就キ調査爲致候處別紙ノ如ク該鑛油脈ハ其範圍廣キニ亘リ頗ル有望ノ報告有之候就テハ之ヲ艦船ノ需要ニ供スレバ最有益ニシテ殊ニ石炭ニ代ユル燃料ニ鑛油ヲ採用スルノ傾向モ有之候折柄早晚我海軍ニ於テモ鑛油ヲ採用スルノ時機ニ遭遇セバ其消費額モ頗ル多量ヲ要スルニ至ルベク且ツ本島ハ南海ニ隔絶致居候ニ付艦船ニ用ユル軍需品ノ如キハ成ベク本島產出ノモノモ收用シ置キ以テ平時戰時ノ需用ヲ充實セシムルヲ緊要ト存候就中鑛油ノ如キハ銃砲機關ニ使用スルノ外艦船ノ燃料ニ應用スル時機到ラバ實ニ必要缺クベカラザル需品ト相成可申幸ニシテ本島内ニ於テ將來有望ナル鑛油產出地ヲ得バ價格低廉ナルモノヲ一般我海軍ニ供給スルヲ得ベク若シ用ヒテ餘裕アラバ其他ノ必需ニ應ズルコトモ得ラレ一ツハ海軍ノ經費ヲ減ジ一ツハ外國ノ輸入ヲ防グニ足リ可申候

尙ホ該產出地ハ官有ナルヤ將タ民有ニ屬スルヤ未ダ調査ヲ經ズ候得共之ヲ收用スルニ於テハ其手順容易ノ由ニ有之候間此際海軍ノ所轄トナシ之ヲ開掘致候ヘバ將來幾層ノ便益ヲ得ベキ

御命令相成候様致度此段稟申候也

(添附書類省略)

當時海軍當局ハ軍事上石油ノ要否未ダ明カナラザル折柄直ニ之ヲ海軍用地トナスノ必要ヲ認メ止マリ未ダ鑛油脈ノ根源ヲ探究セズ候ニ付再部員ヲ派出シ以テ完全ノ調査ヲナサシメ併テ其附近ニ在ル石炭及無煙炭等ノ產地ヲモ調査爲致度筈ニ御座候依テ此度汲取リタル鑛油及調査報告書並ニ曩ニ民政局殖產部ニ於テ調査シタル書類相添へ進達仕候間至急御詮議ノ上何分ノ御命令相成候様致度此段稟申候也

苗栗地方油
田ノ開放ヲ
保留ス
(明治
二十九年)

然ルニ民間ヨリハ石油採掘ヲ出願スルモノ續出シ總督府民政局ハ官ガ直ニ事業ニ着手スルナレザルモ差當リ民間ニ開放セザル様海軍省經理局ヨリ臺灣總督ニ申出デタルモノノ如ク角田海軍部長ノ右稟申ニ對シテハ特ニ指令ノ運ビニ至ラザリキ

コトハ臺灣拓殖上ノ本旨ニ非ザルヲ以テ「他日軍事上必要アル場合ニハ何時ニテモ異議ナク官坑トナスコトヲ得此場合ニ於テハ官ニ對シ何等ノ費用ヲモ請求スルヲ得ズ」トノ條件ヲ附シ之ヲ許可スルヲ可トストノ意見ニテ海軍部ニ協議アリ依テ角田海軍部長之ガ處置ニ關シ海軍省ノ

海軍油田保
留ヲ解キ淺
野總一郎ニ
許可

(明治三十
年二月)

指令ヲ乞ヒ海軍大臣ハ明治三十年一月官房第三九六九號ノ三ヲ以テ右民政局ノ條件ヲ附シ開放ニ同意スベキ旨ヲ指令セリ蓋シ艦船ヘ鑛油使用ノ途モ未定ノ今日ナレバ油田ノ要否モ容易ニ決定シ難キ次第ナルヲ以テ此際開放ニ同意可然トノ主旨ニ由レルナリ

(註)後年大正二年臺海機密第三四號秀島參謀長具申ニ對スル海軍當局ノ符箋ニ「臺灣ノ油田ヲ民政部ノ處置ニ任ゼタルハ油質燈油ニ可ナルモ重油ニハ適セズトノ意見ナリシガ爲ナ

リ」トアルモ右本文ニ記ス方實情ナリト認メラル

是ニ於テ總督府ハ多數ノ出願人中淺野總一郎ニ對シ明治三十年二月左ノ通命令書ヲ交付シテ之ヲ許可セリ

命 令 書

明治二十九年九月十日付臺中縣苗栗支廳管内第一堡出鑛坑廳牛頭山、南寮山、大湖河ノ内石油鑛採掘願明治三十年二月一日付追申書ノ條件ヲ認メ許可スベキニ付………(下略)

(註)淺野ハ明治二十九年九月出鑛坑ニ於テ石油採掘願ヲ提出シアリンガ總督府ハ前記ノ通

海軍側トモ協議ノ上同人ヲ諭シ三十年二月一日付追申書ヲ提出セシメタルモノニシテ之ニ依リ申出デシメタル條件次ノ如シ

- 一、他日御用坑ノ必要相生ジ候節ハ直ニ鑛業許可取消相成候モ異議申立テズ候
- 二、出願ニ關シ消費シタル金員ハ一切請求不仕候
- 三、鑛業許可後ニ於ケル直接ノ諸建設物ニシテ現存スルモノハ相當ノ評價ヲ以テ御買上相成度候

- 一、評價ハ官ト私ト各二名ヅツノ評價人ヲ出シ夫々評價ノ上臺灣總督ノ決裁ヲ以テ確定仕度候

一、御用坑ノ採掘事業ヲ私ニ請負ハセラレタルトキハ第三項ノ御買上ハ相願ハズ候斯テ淺野ハ明治三十年五月三日許可第八九號ヲ以テ

臺中縣苗栗第一堡出鑛坑廳 二八三、二九〇坪

ノ鑛區ヲ許可セラレタリシガ同人ハ實ハ右條件ヲ不安トセルモノノ如ク容易ニ事業ニ着手セズ其後明治三十三年六月ニ至リ前記條件ノ變更ヲ出願セリ

總督府ハ詮議ノ結果海軍側ノ同意ヲ得テ右當初ノ條件ヲ取消シ更テ左ノ條件ヲ認ムルコトトセリ

一、他日海軍ニ御必要ノ場合ニハ他ニ一切販賣不仕候事

淺野ニ對ス
ル許可條件
ヲ改ム

一、海軍ニ御必要ノ右量額ハ評價ヲ以テ御買上被下度事

一、評價ハ官ト私ト二名ヅツノ評價人ヲ出シ夫々協議仕度事

(註)今回淺野ヨリ願出タル新條件ハ右三項ノ内初々ノ二項丈ケニシテ之ニ對シ民政部ハ

「從前ノ條件ニテハ鑛業權モ不確實ニシテ殊ニ企業上ノ危險多キ石油業ニ投資セシムルニ適セズスクテハ當初許可ノ主旨ニ反シ國家經濟上不利ナルベク今回淺野提出ノ條件ハ妥當ト認メラル蓋シ必要ノ場合政府直接ノ事業ヲナス所以モ畢竟生産品ヲ取得セントスルモノニ外ナラズ」トノ見解ヲ有シ此際評價ノ方法ニ付一條件(右新條件ノ第三項)ヲ加ヘテ許可ハ可然トシ海軍側ニ協議シ海軍總務長官ハ三十三年九月海總第一九八七號ノ

二ヲ以テ之ニ同意差支ナキ旨ヲ總督府海軍參謀長ニ指令セルモノナリ

又一方淺野ハ同年同月前記許可鑛區二八三、二九〇坪ノ外其北方ニ接スル

同縣、同堡、同廳、土名出鑛坑廳小字牛頭山官有地原野三十萬坪ノ增區ヲ出願セリ

本件ニ關シテハ三十五年二月ニ至リ成川總督府海軍參謀長ヨリ海軍省ニ上申アリシガ當時兒玉臺灣總督ノ內意モアリテ其儘詮議ニ及バズシテ保留シ明治三十七年一月淺野ガ既許可區ニ機械掘ニ着手シ事業漸ク其緒ニ就ケルコトヲ確メタル後同年六月官房第二三三四號ヲ以テ增區許可

淺野ニ增區
許可
(明治三十七年)

差支ナキ旨ヲ海軍參謀長ニ指令セラレタリ

(註)本文ノ如ク淺野ノ出願ニ基キ明治三十年五月苗栗地方ニ於ケル油田ニ對シ海軍ノ保留ヲ鑛區ヲ得
(明治三十七年)

解キシ以來淺野ノ外寶田石油會社亦明治三十六、七年ニ於テ同地方ニ石油鑛區ヲ許可セラレ其他蕃薯藪、臺南、嘉義、鹽水等ノ地方ニ鑛區ヲ許可セラレタルモノ少カラズ明治

三十七年末ニ於ケル臺灣石油鑛區ハ既ニ總計二十鑛區約五百四十九萬二千坪ナリキ

其後明治三十九年南北石油會社淺野ノ事業ヲ繼承シ少量ノ出油ヲ見テ之ヲ地方ニ販賣シツツアリシガ明治四十一年寶田石油會社ニ合併セリ此頃海軍ハ別ニ述ブルガ如ク已ニ重油燃料ノ採用ヲ決シ之ガ供給ニ關シ配慮スルニ至リアリシガ明治四十一年一月苗栗油田ノ狀況ニ關スル武富海軍省軍務局長ノ照會ニ對シ土山臺灣總督府海軍參謀長ハ其回答ノ一節ニ於テ「故角田閣下當時其局ニ在リシ民政部當事者悉ク他ニ轉ジタルヲ以テ三十七年以後當石油坑ニ關シ三十三年更訂ノ條件ハ永久ニ保留シ得ルモ同地ハ官有地ニシテ民政部保管ナレバ今後當幕僚ヨリ民政部ヲ拘制スル權利ナキガ如シ」トアリ是ニ依テ見ルニ領臺後夙ニ海軍ノ着目セル出鑛坑油田ハ斯クノ如クシテ民海軍ト臺灣
南北石油會社
(明治四十年)
南北石油會社
(明治四十一)
南北石油會社
(明治四十二)
南北石油會社
(明治四十三)
南北石油會社
(明治四十四)
南北石油會社
(明治四十五)
南北石油會社
(明治四十六)
南北石油會社
(明治四十七)
南北石油會社
(明治四十八)
南北石油會社
(明治四十九)
南北石油會社
(明治五十)

間ニ解放セラレ爾後年月ノ經過ト共ニ海軍ハ事實上右油田トノ交渉ヲ缺クコトトナリ時々總督至ル

寶田會社事
業有望

(大正二年)

秀島海軍參
謀長海軍ニ
有望鑛區ヲ
收容スルコ
トヲ具申ス

(大正二年)
月

府海軍職員又ハ臺灣方面巡航艦船職員等ヨリ狀況報告ヲ受クル程度ニ止マリタルナリ
此間ニ寶田石油會社ハ總督府ノ補助獎勵モアリテ出鑛坑油田ニ於テ積極的ニ試掘ニ努メツツア
リシガ大正二年ニ至リ其第十八號井ニ有望ナル噴油アリ又同社ハ新ニロタリー式鑛井ノ準備ヲ
ナス等臺灣油業ノ將來モ漸ク囑目セラルニ至レリ

大正二年三月秀島臺灣總督府海軍參謀長(成忠)ハ「臺灣石油開掘ニ付意見」ヲ海軍大臣ニ提
出シ島内有望ノ鑛區ヲ海軍ニ收メ海軍採油部ヲ置キ之ヲ開掘スペキコトヲ具申セリ

(臺海機密第三四號)

大正二年十二月海軍ハ宮本機關少佐(海軍艦政本部出仕)ヲ派遣シ理學博士大塚專一(日本石油會社技師)ヲ嘱託トシテ同官ニ同行臺灣油田ノ實地調査ヲナシムルコトトセリ
宮本機關少佐一行ハ十二月中旬臺灣ニ至リ翌大正三年一月上旬ニ至ルマデ能ク行路ノ險難ヲ冒
シ島内各地ヲ踏査セリ一行ニハ總督府側ヨリ秀島海軍參謀長及鑛務課吉倉技手同行セシガ中途
調查セシム
(大正二年)
(十二月)
大塚嘱託負傷療養ヲ要スルニ至リシタメ總督府民政部鑛務課長技師福留喜之助同行セリ
而シテ本踏査ノ區域ハ苗栗、細道邦、錦水、關仔嶺、六重溪、牛肉崎、橋仔頭、枋寮、坊橋、
恒春、蕃薯寮、月眉、內寮、甲仙埔等ニ涉レリ

海軍當局ハ右調査意見ニ基キ海軍豫備油田ヲ同島ニ保留スルコトニ方針ヲ決シ大正三年三月官

房機密第一八三號海軍大臣決裁ニ基キ總督府民政部ト下地交渉ヲ進メタル後同年十月海軍大臣
照會ニ對シ十二月五日臺灣總督回答ヲ以テ茲ニ海軍ハ更メテ臺灣ニ豫備油田ヲ設定シ其代リ從
來ノ豫備炭田ハ總督府多年ノ要望通全部之ヲ解放セリ
右海軍大臣決裁及海軍大臣、臺灣總督ノ應答別紙ノ如シ

(註)宮本機關少佐調査報告、意見等ハ本編纂ニ當リ發見スルヲ得ズ依テ前記踏査區域ノ如
キモ宮本機關大佐手記ニ基タルモノナリ後日公文書ヲ得バ照合セラルベキモノナリ

大正三、三、二四 官房機密第一八三號決裁

嚮テ右鑛區ニハ將來試掘ヲ行フコト及試掘ノ結果燃料油ノ供給地トシテ將來有望ナルモノト認メラレ候ニ付別
紙海軍機關少佐宮本雄助ノ實查意見ニ基キ臺灣ニ海軍豫備油田ヲ選定シ鑛區ヲ設定致度

右仰高裁

追テ右鑛區ニハ將來試掘ヲ行フコト及試掘ノ結果燃料油ノ供給ニ適セザル油田ト認ムルコ
トアラバ其鑛區ヲ開放スルモ差支ナシトノ底意ヲ以テ總督府民政長官ト交渉ヲ進メ度

理由

五二六

臺灣油田ノ開拓遲々トシテ進マズ多數ノ礦區ハ空シク草莽ニ委セラレ或ハ授機ノ目的ニ權利ヲ賣買セントスルモノアリ爲ニ健全ナル産業發展ヲ阻害スルコト少ナカラザルノミナラズ從來或ハ幼稚ナル採掘法ニヨリ有望地帶ヲ濫掘シ油田ヲ荒廢セシムルガ如キコトナシトセズ依テ此時機ニ於テ本島ニ豫備油田ヲ劃シ軍用礦區ヲ設定スルコトトセバ將來我海軍燃料油ノ供給上ニ有力ナル保證ヲ得テ油業ノ獨占壟斷等ノ壓迫ヲ制禦シ得ルノミナラズ間接ニハ是等油田ヲ保護スルモノト認メラルニ據ル

(終)

大正三、一〇、一八 官房機密第一一三四號

八代海軍大臣ヨリ佐久間臺灣總督宛照會

海軍豫備油田ノ件

軍用燃料ノ保障トシテ別紙地域ヲ海軍豫備油田トシ左記條件ニテ保留致度

右照會ス

一、油田區域ハ別表ノ通トス但シ既ニ許可セル礦區ニ重複スル部分ヲ除ク

二、油田區域ノ試掘ニ着手スルマデハ毎二ヶ年ニ保留繼續ノ手續ヲ履ムコトトシ試掘着手後ハ無期限ノ保留權ヲ有スルコト

但試掘ノ結果豫備油田ニ適セズト認メタル區域ハ之ヲ解放ス

三、油田區域保留協定成立後一ヶ年内ニ少クモニ區域ニ於テ試掘ニ着手スルコト

但シ豫算ノ都合ニ依リ此期間内ニ着手スルヲ得ザル場合ハ協議ノ上延期スルコト

四、油田區域保留協定成立ト同時ニ四脚亭及嵌脚ノ海軍豫備炭田ノ保留ヲ解除シ總督府ニ於テ任意ニ右炭田ヲ處分スルヲ得ルコト

五、豫備油田ニ適スルヤ否ヤハ掘進ノ深サト油ノ出ル高サトヲ標準トシテ追テ協定スルコト

(終)

(別紙一葉添)

地名
海軍豫備油田

面積

(イ) 阿緱廳 長樂里外三里响林庄外四庄地内

三、八一九、七八六

五二七

(四) 同 宣化里外二里綱沙庄外二庄 三、五八〇、六七〇

(五) 同 楠梓仙溪東里外一里新庄外一庄地内 一、二八七、七七五

(六) 同 楠梓仙溪東里阿里關庄地内 四、六〇八、四五〇

(七) 同 臺南廳 外新化南里外一里菜寮庄外七庄 一〇、七〇八、六六三

合計 二四、〇〇五、三四四

備考 本表ハ圖上ノ調査ニ屬スルニ付實地調査ノ場合ハ多少ノ異動ハ免レザルベシ

(註) (イ)……番號ハ原文書ノモノニアラズ後ノ改正地名ト對照ノ便宜上編者ニ於テ假ニ附セルモノナリ

大正三年十二月五日 民殖第二五〇七號ノ三ヲ以テ

佐久間臺灣總督ヨリ八代海軍大臣へ回答

大正三年十月十八日附官房機密第一三四號ヲ以テ別紙地域ヲ海軍豫備油田トシ左記條件ニテ保留照會ノ件異議無之候條此段及回答候也

記 (省略ス但海軍大臣ヨリ照會セルモノト同ジ)

別紙 (省略ス但海軍大臣ヨリ照會セルモノト同ジ)

(註) 右豫備油田地名ハ後年ニ至リ州、郡、庄、名ニ改メラレタリ

(イ) 高雄州 恒春郡漏州庄 (漏州、响林、九個厝、豬勝東、射麻里)

(六) 同 同 恒春庄 (鵝鑾鼻、山腳、漏州庄射麻里)

(七) 同 同 旗山郡杉林庄 (月眉、新庄)

(八) 高雄州旗山郡內門庄、木柵
臺南新化郡左鎮庄 (左鎮、草山、岡子林、山豹、石子崎、菜寮)

右豫備油田設定ト共ニ海軍ハ之ニ關スル事務ノ關係上臺灣總督府技師福留喜之助、技手吉倉清次郎ヲ海軍省囑託トセリ
而シテ右總督府トノ間ニ定メタル條件第三ニ基ク油田ノ試掘ハ爾後年々豫算ニ計上セラルルニ至ラズ實施延期ノ狀況ニ在リシガ大正七年度ヨリ二ヶ年繼續ニテ臺灣油田試掘費豫算成立ニ至リタルヲ以テ同年二月之ガ實施ニ關シ別紙ノ通海軍大臣ノ決裁ヲ經タリ

仰 裁 大正七、二、二二 官房機密第二六八號決裁

豫備油田試

掘決裁

(大正七年)

(二月)

臺灣油田試掘ノ實施及同油田今後ノ處理ニ關シテハ左記ノ通方針ヲ定メラレ可然哉
一、油田ノ試掘ハ一般炭礦等ト異リ其ノ事業容易ナルモノニ在ラズ特ニ臺灣油田ニ在テハ大體ニ於テ深掘ヲ要シ從テ其工事ノ實施モ極メテ困難ナルベキヲ以テ寧ロ最初ヨリ信用經驗アルモノニ請負ハシムルヲ比較的安全ナル計畫トス依テ先づ大要別冊條件ヲ基礎トシ

帝國石油業者中最斯業ニ經驗アル日本石油會社及寶田石油會社ノ二社ヲ指定シテ試掘ノ實施ヲ交渉シ尙條件決定ノ上ハ更ニ決裁ヲ得テ之ヲ確定スルコト
二、試掘出油ノ場合ニ於テハ第一自然ノ噴油、第二含有油量ヲ確ムル等ノタメニスル採油等是非其若干ノ採油ヲ期セザルベカラズ此場合ニ於テ產油ノ處理ハ油質其他ヲ斟酌シ先づ原油ノ儲貯油槽ニ貯藏スルカ又ハ内地ニ運搬シ石油會社ニ製油ヲ委託スルカハ時ノ宜シキニ從テ決定スルコト

三、試掘ノ結果ニ依リ產油ノ性質及或程度迄ノ含油量ヲ確メ得ルトキハ海軍トシテハ此ニ初メテ意義アル豫備油田ヲ得タルモノナルガ故ニ有事ノ際緩急之ガ増掘ヲナシ得ル如ク準備シ其儘地下ニ保存(貯藏)シ置クコト但シ試掘ヲ誤ルカ又ハ豫定ノ通試掘ヲナシ得タルモ出油ナキカ又ハ本試掘ノ結果尙別ニ若干ノ試掘ヲ行フヲ要スルトキハ更ニ別問題ト

シテ研究スルコト

四、今後海軍ニ於ケル燃料油ノ要求高ハ著シキ多額ニ上リ之ガ準備ニ就テハ寔ニ寒心ニ堪エザルモノアリ然レドモ平時ニ於テハ相當價格ヲ以テ内外ヨリ購入シ得ベキ便アルガ故ニ毎年度ノ所要額及戰用準備額ニ就テハ依然購買ヲ繼續シ假ニ臺灣油田ヨリ多量ノ產油アルベキ見込確實ナリトスルモ決シテ之ヲ採取シテ平時ノ需要ニ充テザルヲ以テ今後ニ於ケル燃料油經營ノ方針トスルコト

右仰高裁

(註)別冊ハ本編纂當時其所在ヲ發見シ得ズ

内寮(甲仙) 埔(各一井)
試掘着手
(大正七年)
(十二月同)
(八年一月)

是ニ於テ海軍ハ日本石油會社ヲシテ阿緥廳楠仔仙溪東里阿里關庄地内(甲仙埔)ニ又寶田石油會社ヲシテ同廳同里外一里新庄外一庄地内(内寮)ニ各一井(綱掘式豫定深度三千尺)ノ試掘ヲ請負ハシメ大正七年六月海軍ハ宮本機關中佐及囑託福留臺灣總督府殖產局鑛務課長ヲ現地ニ派遣シ會社側代表者(寶田石油會社技師小松德太郎、日本石油會社鑛業課長松澤傳之助)ト立會ノ上試掘井ノ位置ヲ決定セリ

(大正十年) 試掘井廢坑

斯テ道路ノ開鑿、橋梁ノ修築、機械類ノ運搬建設等ニ多クノ日子ヲ費シ内寮井ハ同年十二月二十六日甲仙浦井ハ翌大正八年一月十五日ヲ以テ試運轉ヲ行ヒ掘鑿ヲ開始セリ。而シテ内寮井ハ大正九年五月八日豫定深度五〇〇間四尺ニ達セシガ途中四七一間五尺ニ於テ小量ノ瓦斯ヲ認メタル外油兆ナク又甲仙浦井ハ九年五月二十六日三〇三間ニテ約二十石ノ自噴油ト一時間約六萬四千立方尺ノ瓦斯ヲ見坑底埋没爾後浚渫採油ニ努メタルモ成功セズ依テ更ニ掘進セシガ三百四十一間ニ小量ノ油氣ヲ見タルノミニテ十年二月二十八日深度五百〇一間ニ達シ二井共廢坑處分ヲナセリ。

(註) 右油田試掘費ノ豫算決算ノ狀次ノ如シ (海軍省年報ニヨル)

豫 算 前 年 度 仕 拂 命 令 濟 翌 年 = 越 不 用 額	七 年 度		八 年 度		九 年 度		計
	三三六、六三八	四二六、八六二	一八二、三三八	三〇、四六八	一一九、九三四	一四一、六五四	三九九、九六八
休止、推定日產、二〇〇石間	追掘三七〇間ニ達シ故障 中止、R ² ニ移ス	十二月採油始 間休止	十四年一月條約 時現狀	十四年一月 度	十四年一月 度	十四年一月 度	十四年一月 度
九月開坑、十月、一二〇〇石間	箇ノ油層アリ日產、一七〇石 一八〇石、一九〇石採油ス	四月開坑出油 九月、五〇〇	調印時現狀 十一年度 未、オハ	三二石	二六石	二六石	二六石
八月開坑、一六七間迄ニ數 ○石、一八〇石採油ス	八月開坑、一九〇石採油ス	五月開坑 一間余、中止	十四年一月條約 時現狀 十二月度 未、オハ	七〇石	九〇石	九〇石	九〇石
崩壞中止	崩壞中止	一三三間余、中止	十四年一月條約 時現狀 十二月度 未、オハ	八七間ニテ採油 一五九石	一五九石	一五九石	一五九石
九月開坑、一二三間、出水	八月開坑、一九〇石採油ス	二九間余ニテ採油 一九石	十四年一月條約 時現狀 十一月度 未、オハ	八石	八石	八石	八石
十三年一月開坑、油層アリ	十三年一月開坑、油層アリ	二三間余、休止	十四年一月條約 時現狀 十一月度 未、オハ	八石	八石	八石	八石
中止、三七間余	中止、三七間余	掘下準備中	十四年一月條約 時現狀 十一月度 未、オハ	八石	八石	八石	八石
中止、三七間余、中止	中止、三七間余、中止	採油	十四年一月條約 時現狀 十一月度 未、オハ	八石	八石	八石	八石
中止、三七間余、中止	中止、三七間余、中止	掘下準備中	十四年一月條約 時現狀 十一月度 未、オハ	八石	八石	八石	八石
掘下、此間二回出油、十月	掘下、此間二回出油、十月	採油	十四年一月條約 時現狀 十一月度 未、オハ	八石	八石	八石	八石
余中止、此間二回出油、十月	余中止、此間二回出油、十月	掘下準備中	十四年一月條約 時現狀 十一月度 未、オハ	八石	八石	八石	八石
八月開坑、十月、三七間	八月開坑、十月、三七間	採油	十四年一月條約 時現狀 十一月度 未、オハ	八石	八石	八石	八石

查 表

度

十一 年 度

十 二 年 度

十 三 年 度

十四 年 度

度

問、中

余

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

中

度

卷之三

度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年一月條約
休止、推定日產、二〇〇石	追掘三七〇間ニ達シ故障	中止、R ² ニ移ス	十四年一度	調印時現状
九月開坑、十月、一二〇〇間 休止、途中出油アリ(約余〇石)	八月開坑、一六七間迄ニ 箇ノ油層アリ日產、一七〇石 八〇石一一八〇石採油ス	八月開坑、一〇三間 八〇石九〇石採油ス	四月開坑出油 九月、五〇〇	二二三間余ニテ採油 五〇〇間余、休止
一二間余ニテ 一二間余ニテ中止	八月開坑、一二三間、出水 崩壞中止	八月開坑、一二三間、出水 崩壞中止	五月開坑、一三 一間余、中止	八七間ニテ採油 一五九石
一間余ニテ中止	十三年一月開坑、油層アリ	二九間余ニテ採油 一九石	五月開坑、一三 一間余、中止	四五間ニテ採油 一五九石
五間余ニテ 五間余ニテ中止	八月開坑、十月、二九間 余中止	掘下準備中 一〇石	二二間余、休止 一二三間余、中止	三二石
六〇間、中	八月開坑、十月、三七間 掘下ダ一三間余、十月 中止、此間二回出油	三〇間余、中止 一〇石	三〇間余、中止 一〇石	綱式ニテ九五 間迄追掘採油 二三石
六〇間、中	八月開坑、十月、三七間 余中止、油氣	掘下準備中 一〇石	三〇間余、中止 一〇石	綱式ニテ九五 間迄追掘採油 二三石
五一間、中	八月開坑、十月、三七間 余中止、油氣	中止、三七間余 中止、三七間余	中止、三七間余 中止、三七間余	綱式ニテ九五 間迄追掘採油 二三石
三四間、中	八月開坑、十月、三七間 余中止、油氣	中止、三七間余 中止、三七間余	中止、三七間余 中止、三七間余	綱式ニテ九五 間迄追掘採油 二三石
七二間余、 五五間余、 三二間余、 四〇間余、	十月、一一三間余、掘進 難中止、油氣	中止、一一三間余 中止、一一三間余	中止、一一三間余 中止、一一三間余	綱式ニテ九五 間迄追掘採油 二三石
七二間余、 五五間余、 三二間余、 四〇間余、	十月、一一三間余、掘進 難中止、油氣	中止、一一三間余 中止、一一三間余	中止、一一三間余 中止、一一三間余	綱式ニテ九五 間迄追掘採油 二三石
怖ヲ移轉ス 斯アリ機械ヲ 三間余、休止	八月開坑、冬期繼續、 越年	瓦斯ヨリ揮發 瓦斯ヨリ揮發	中止、五〇〇間余 中止、五〇〇間余	綱式ニテ九五 間迄追掘採油 二三石
三間余、休止	八月開坑、十二年二月、 十月、九八間 余掘進難中止油氣アリ(五石三西間余)	瓦斯ヨリ揮發 瓦斯ヨリ揮發	中止、五〇〇間余 中止、五〇〇間余	綱式ニテ九五 間迄追掘採油 二三石
一間余、中止 休止	十月開坑、十二年二月、 十月、九八間 余掘進難中止油氣アリ(五石三西間余)	廢坑 廢坑	休止、二三間余 休止、二三間余	管切 作業滯滯 作業滯滯
一間余、中止 休止	十月開坑、十二年二月、 十月、九八間 余掘進難中止油氣アリ(五石三西間余)	廢坑 廢坑	休止、二三間余 休止、二三間余	管切 作業滯滯 作業滯滯
一間余、中止 休止	七月開坑淺層ニテ約二〇 石ノ油層アリ冬期續行	失錯ノ儘休止、 失錯ノ儘休止、	中止、三六二間余 中止、一七間	失錯ノ儘休止、 失錯ノ儘休止、
休止、一七間	R ² ヲ移シテ 四月開坑、三三 間余中止	失錯ノ儘休止、 失錯ノ儘休止、	中止、三六二間余 中止、一七間	失錯ノ儘休止、 失錯ノ儘休止、

九 年 度

●三菱技師(北辰會)
神谷龍六、ピリツン
農商務技師(海託)
北條敬太郎、ピリツ
日石技師(北辰會)
岩崎喜代志、ピリツ
シオツソイ間

●久原技師(北辰會)
内藤匡、又トウ
農商務技師(海託)
小林儀一郎、ワール
ダーキ、ウイニー
クク方面

●久原技師(北辰會)
内藤匡、又イオ
神谷龍六、ピリツ
農商務技師(海託)
北條敬太郎、ピリツ
日石技師(北辰會)
岩崎喜代志、ピリツ
クク方面

●久原技師(北辰會)
内藤匡、又トウ
農商務技師(海託)
小林儀一郎、ワール
ダーキ、ウイニー
クク方面

十 年 度

●三菱技師(北辰會)
神谷龍六、ピリツン
農商務技師(海託)
北條敬太郎、ピリツ
日石技師(北辰會)
岩崎喜代志、ピリツ
シオツソイ間

●久原技師(北辰會)
内藤匡、又トウ
農商務技師(海託)
小林儀一郎、ワール
ダーキ、ウイニー
クク方面

●久原技師(北辰會)
内藤匡、又イオ
神谷龍六、ピリツ
農商務技師(海託)
北條敬太郎、ピリツ
日石技師(北辰會)
岩崎喜代志、ピリツ
クク方面

十 一 年 度

●農商務技師(海託)
ハツ、ツロソンツ間
機関大尉・稻石正雄
オハ油田

●農商務技師(海託)
小林儀一郎、ウルク
機関少佐・福田秀穂
エハビ地方

十 二 年 度

●日石技師(北辰會)
池上隆、又トウ
農商務技師(海託)
小林儀一郎、ハグ
カタウイグレグ
クク方面

十 三 年 度

●千谷好之助
バロマイ、クイド
ラニ方面

十 四 年 度

●農商務技師(海託)
小林儀一郎、ハグ
カタウイグレグ
クク方面

考 備	調 査	炭 田	調 査	田	油	七 年 度	八 年 度	九 年 度	十 年 度	十一 年 度	十二 年 度	
○宮本機 関中 踏査	農商務 技師 (海 託)	●山根 新次郎	久原 調査隊 成富道 下部全 至ル	農商務 技師 (海 託)	農商務 技師 (海 託)	農商務 技師 (海 託)	農商務 技師 (海 託)	三 神谷龍 六 ビリツ ン	農商務 技師 (海 託)	農商務 技師 (海 託)	農商務 技師 (海 託)	
○去後北 軍水路 電信會 測量ヲ 調査等 ラシゲリ セラル キロ	大倉組 三岡田 岩藏	寶田 内田 涵二 ルンスキ ー鴻以 南	久原 技師 (海 託)	久原 技師 (海 託)	久原 技師 (北辰 會)	久原 技師 (北辰 會)	久原 技師 (北辰 會)	三 神谷龍 六 ビリツ ン	農商務 技師 (海 託)	農商務 技師 (海 託)	農商務 技師 (海 託)	
○ 音 子 ヤ イ オ ト ス (八 月) 復舊六 キロ トス	赤木教憲 油田地 ニモ	○ 七月 軍事占 領	久原 技師 (北辰 會)	久原 技師 (北辰 會)	久原 技師 (北辰 會)	久原 技師 (北辰 會)	久原 技師 (北辰 會)	三 神谷龍 六 ビリツ ン	農商務 技師 (海 託)	農商務 技師 (海 託)	農商務 技師 (海 託)	
○ オ ハ ニ 無 線 電 信 清 水 機 關 大 尉 (獎)	農商務 技師 (海 託)	○ チ ヤ イ オ ト ス 炭 田 調 査 從 事 正 雄	農商務 技師 (海 託)	農商務 技師 (海 託)	農商務 技師 (北 辰 會)	農商務 技師 (北 辰 會)	農商務 技師 (北 辰 會)	三 神谷龍 六 ビリツ ン	農商務 技師 (海 託)	農商務 技師 (海 託)	農商務 技師 (海 託)	
○ 八 月 子 ヤ イ オ 無 線 電 信 復 舊	三 石原 義雄	○ 八 月 子 ヤ イ オ 無 線 電 信 復 舊	久原 技師 (北 辰 會)	久原 技師 (北 辰 會)	久原 技師 (北 辰 會)	久原 技師 (北 辰 會)	久原 技師 (北 辰 會)	三 神谷龍 六 ビリツ ン	農商務 技師 (海 託)	農商務 技師 (海 託)	農商務 技師 (海 託)	
○ オ ハ ニ 舊 ク レ ー 事 業 地 ノ タ ン ク ヲ 送 リ 建 設 又 土 タ ン ク ヲ 設 ク 本 機 關 大 尉 油 田 調 査 行 フ	● 大 尉 油 田 調 査 行 フ	○ オ ハ ニ 舊 ク レ ー 事 業 地 ノ タ ン ク ヲ 送 リ 建 設 又 土 タ ン ク ヲ 設 ク 本 機 關 大 尉 油 田 調 査 行 フ	久原 調査隊 成富道 下部全 至ル									

度	九 年 度	十 年 度	十一 年 度	十二 年 度	十三 年 度	十四 年 度
石藏	○海(海託) 瀬(海託) 瀬(海託)	義雄 一郎 隆 方面	成(海託) 成(海託) 隆 方面	已男 ハビ 方 ハビ 方	海託 ハビ 方	海託 ハビ 方
(八月) ○軍事占領 ○油田地ニモ ○キロトス ○無線	○軍事占領 ○油田地ニモ ○キロトス ○無線	農商務技師(海託) 農商務技師(海託) 農商務技師(海託) 農商務技師(海託) 農商務技師(海託) 農商務技師(海託) 農商務技師(海託) 農商務技師(海託)	久原技師(北辰會) 久原技師(北辰會) 久原技師(北辰會) 久原技師(北辰會) 久原技師(北辰會) 久原技師(北辰會) 久原技師(北辰會) 久原技師(北辰會)	神谷龍六 北條敬太郎 日石技師 岩崎喜代志 タク ク ク ク ク ク ク ク	六ヒリソン マイ間 ブツ方面 ビリツ ビリツ ビリツ ビリツ ビリツ ビリツ ビリツ ビリツ	三菱技師(北辰會) 神谷龍六 北條敬太郎 日石技師 岩崎喜代志 タク ク ク ク ク ク ク ク
油田調査ニ從事 (正雄)	○オハニ無線電信 ○チヤイオ無線電信 ○清水機關大尉(獎) ○稻炭田調査ニ從事 ○機關大尉(獎)	三・農商務技師(海託) 三・農商務技師(海託) 三・農商務技師(海託) 三・農商務技師(海託) 三・農商務技師(海託) 三・農商務技師(海託) 三・農商務技師(海託) 三・農商務技師(海託)	内藤匡又 内藤匡又 内藤匡又 内藤匡又 内藤匡又 内藤匡又 内藤匡又 内藤匡又	イオ トウ タク トウ タク トウ タク トウ	マイ間 マイ間 マイ間 マイ間 マイ間 マイ間 マイ間 マイ間	小林儀一郎 小林儀一郎 小林儀一郎 小林儀一郎 小林儀一郎 小林儀一郎 小林儀一郎 小林儀一郎
○八月チヤイオ無線	○八月チヤイオ無線	三・菱石原義雄	日池上隆、又トウ地	日石技師(北辰會) 日石技師(北辰會) 日石技師(北辰會) 日石技師(北辰會)	少佐 少佐 少佐 少佐	稻石正雄 稻石正雄 稻石正雄 稻石正雄
○オハニ舊クレ事 業地ノタンクヲ送リ 建設又土タンクヲ設 ク ●榎本機關大尉油田 調査ヲ行フ	○オハニ舊クレ事 業地ノタンクヲ送リ 建設又土タンクヲ設 ク ●榎本機關大尉油田 調査ヲ行フ	農商務技師(海託) 農商務技師(海託) 農商務技師(海託) 農商務技師(海託)	小林儀一郎 ノグ タク タク	千谷好之助 ラニ方面 マトイ、クイド	千谷好之助 ラニ方面 マトイ、クイド	千谷好之助 ラニ方面 マトイ、クイド
四引 ○年一月 四年三月 ○機關少佐現地 (大正十)	○オハ無線ヲ十二キ ○トス ○日露條約調印十四 ○洲崎ニテオハ原 油搬出	○北樺太占領解除 ○五月 ○洲崎ニテオハ原 油搬出				

採掘許可鑑

(大正七年九月)

斯クノ如ク最初ノ試掘ハ成功ニ至ラザリシモ未ダ之ヲ以テ油田ノ價値ヲ定ムルニ由ナク更ニ他
目ヲ期シ之ヲ保留スルコトトセリ

尙右第一回試掘ニ當リ大正七年九月海軍省ノ申請ニ對シ許可セラレタル鑑區左ノ如シ

大正七、一〇、四 鑑第一七二八號

阿緯廳楠梓仙溪東里阿里關庄

面積 二一七、八二七坪

大正七、一〇、四 鑑第一七二七號

阿緯廳楠梓仙溪東里月眉庄土名内寮

面積 二一六、七七五坪

(終)